

大熊町災害廃棄物処理計画 【概要版】

1 基本的事項

1. 本計画の位置づけ

本計画は、「福島県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、「福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書」、「双葉地方広域市町村圏組合一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」、「大熊町地域防災計画」等との整合を図り、国の災害廃棄物対策指針等を参考として、大熊町における災害廃棄物処理について、基本的な考え方、処理方法等を示すものである。

2. 想定する災害

本計画では、福島県地震・津波被害想定調査で設定された災害を対象とする。

表-1 本計画で対象災害の被害想定（想定東北地方太平洋沖地震）

最大震度(大熊町)		6強
季節・時刻		冬・夕 18時
液状化、揺れ、急傾斜地	全壊	421棟
	半壊	861棟
津波※	全壊	45棟
	半壊	0棟
火災	焼失	0棟
合計	全壊・焼失	467棟
	半壊	861棟

※津波浸水範囲は帰還困難区域及び中間貯蔵施設予定地であり、発生する災害廃棄物の処理は環境省で実施するため、津波堆積物の検討は本計画から割愛する。

3. 対象とする災害廃棄物

災害時には、通常の生活ごみに加えて、片付けごみや損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）にともない排出される廃棄物、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理が必要となる。災害時に発生する廃棄物を表-2に示す。

表-2 災害時に発生する廃棄物

生活ごみ:家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ:避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等
し尿:仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物
①可燃物/可燃系混合物、②木くず、③畳・布団、④不燃物/不燃系混合物、⑤コンクリートがら等、⑥金属くず、⑦廃家電(4品目)、⑧小型家電/その他家電、⑨事業者が排出する腐敗性廃棄物、⑩有害廃棄物/危険物、⑪廃自動車等、⑫その他、適正処理が困難な廃棄物

4. 本町の役割

災害により発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物に該当し、本町がその処理の責務を負う。したがって、災害発生時には、本町は実行主体として災害廃棄物の処理を行うこととなる。

なお、本町における被害が甚大で自ら処理を行うことが困難な状況となった場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき福島県に事務の委託する等により処理を推進する。

2 災害廃棄物処理に関する情報及び体制

1. 災害廃棄物処理体制

本町で災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施す

るため、災害対策本部を設置し災害応急対応を実施する。

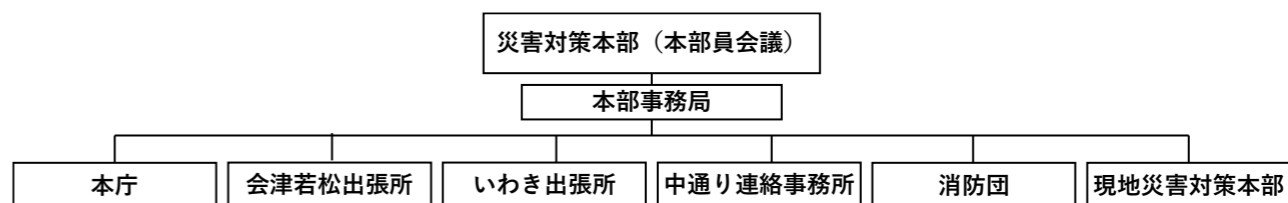


図-1 災害対策本部の組織体制図

2. 住民への広報・啓発

発災時の情報発信にあたっては、町の広報紙やマスメディア、インターネット、避難所の掲示板への貼り出し、回覧板等の多様な手段を用いるものとする。

表-3 広報手段

媒体	自治体公式サイト	公式ソーシャルメディア	テレビ（緊急報道）	広報車両	広報紙	回覧板
内容の確実性	◎	○	○	△	◎	◎
情報の速さ	◎	◎	○	△	△	△

【提供する情報の例】

- 危険物・有害物質への対応
- 衛生確保に関する情報提供
- 災害廃棄物の種類、地域別発生量の情報提供
- 県内広域処理体制の構築状況
- 災害廃棄物に対するQ&A対応
- 不法投棄、不適正処理禁止の徹底
- 市町村窓口情報の提供

3 災害廃棄物対策

1. 災害廃棄物の発生量

対象とする災害における建物被害を基に災害廃棄物発生量を推計した。本計画では、帰還困難区域及び中間貯蔵施設建設予定地、福島第一原子力発電所は検討対象外とした。想定東北地方太平洋沖地震で約6万tの災害廃棄物が発生する推計結果となった。

表-4 災害廃棄物発生量の推計結果（想定東北地方太平洋沖地震）

可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
3,220t	22,691t	28,690t	1,908t	1,201t	57,710t

2. 災害廃棄物の分別

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止のために非常に重要である。また、復旧・復興事業等においては、再生資材の活用が望ましいことから、災害廃棄物は搬入時から可能なかぎり種類別に分別して保管する。図-2は災害廃棄物の分別種類例である。

可燃系混合物	不可燃系混合物	コンクリート系混合物
木質系混合物（草木類）	廃家電等	処理困難物（布団等）
金属系混合物	処理困難物（布団等）	処理困難物（廃畳等）
危険物・有害物等（消火器）	危険物・有害物等（灯油）	危険物・有害物等（ガスボンベ）

図-2 災害廃棄物の分類種類（例）

3. 処理フロー

災害廃棄物処理の基本方針、発生量、廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、処理フローを設定する。各種検討結果を踏まえて設定した本町における処理フロー（想定東北地方太平洋沖地震）を図3に示す。

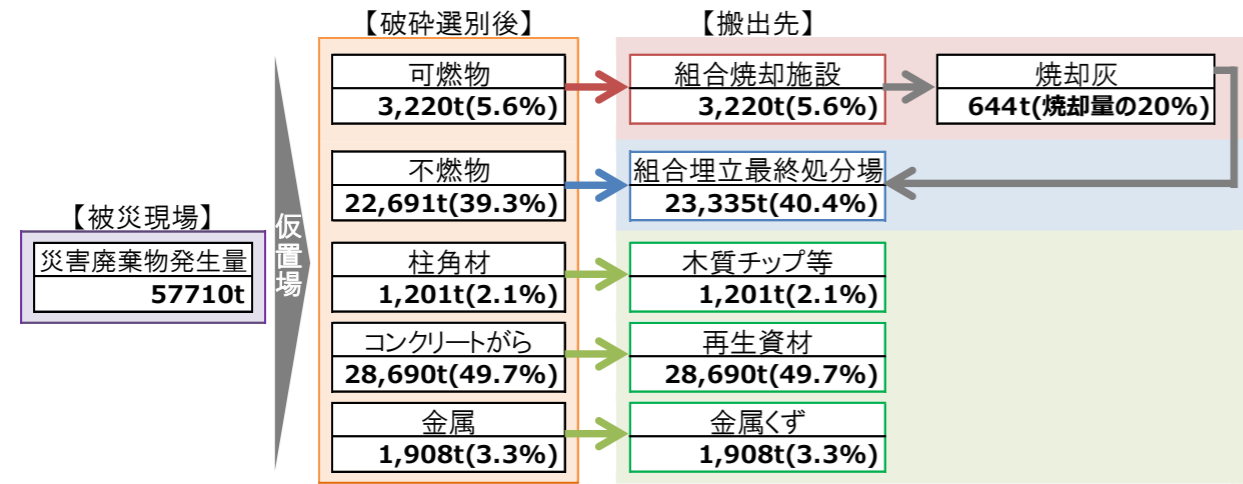


図-3 災害廃棄物の処理フロー（想定東北地方太平洋沖地震）

4. 思い出の品等への対応

災害廃棄物を撤去する場合は、思い出の品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として、本町は、遺失物法等の関連法令での手続きや対応も確認の上で事前に取扱ルールを定め、その内容の周知に努める。思い出の品等の取扱ルールとしては、思い出の品等の定義、所有者の確認方法、回収方法、保管方法、返却方法等となる。思い出の品等の対象物（例）を表5のとおりとする。

表-5 思い出の品等の対象物（例）

思い出の品	位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、PC、HDD、携帯電話、手帳、ビデオ、デジカメ 等
貴重品	株券、金券、商品券、古銭、貴金属、ハンコ、貴金属類、財布、通帳 等

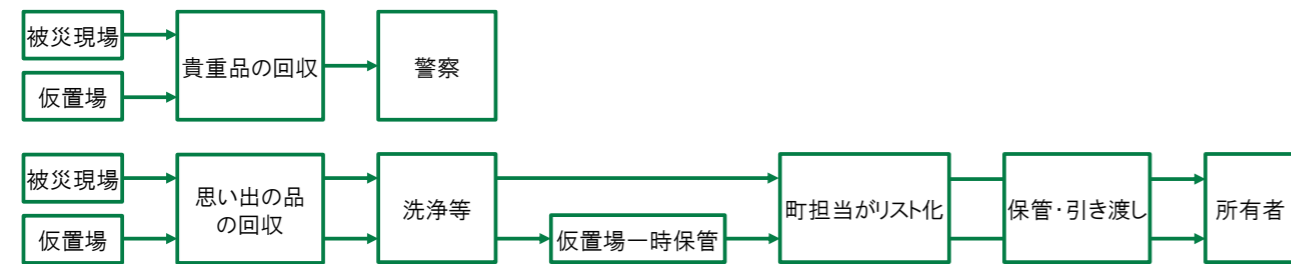


図-4 回収・引き渡しフロー（例）

5. 損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）

被災家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行う。ただし、国が特例措置として、本町が損壊家屋等の解体を実施する分を補助金対象とする場合がある（公費解体）。解体撤去の実施手順フローを図-5に示す。

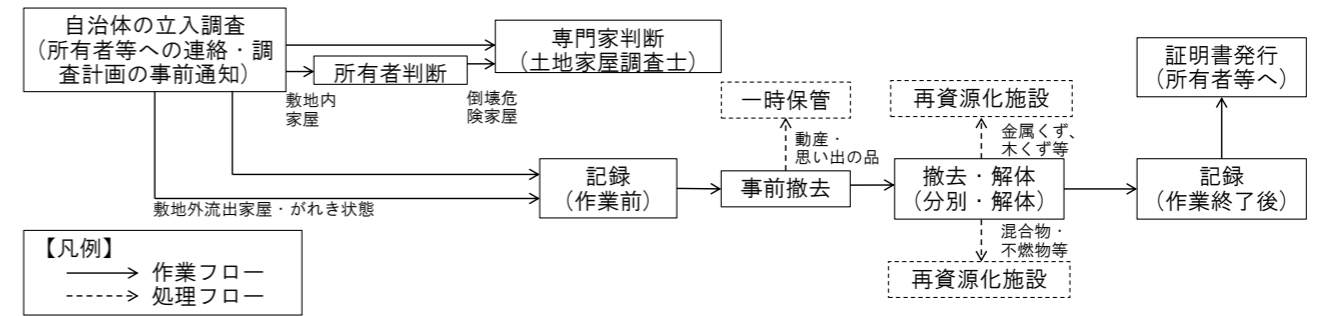


図-5 解体撤去の実施手順フロー（例）

6. 避難所ごみ・生活ごみ

生活ごみについては、平常時の収集体制の確保が困難な場合、緊急性を考慮し、住民への広報を行った上で、腐敗性の高い食品残渣等を優先して回収する。

避難所ごみについては、発災直後に避難所は混乱し、平常時のごみ分別が困難なことが予想されるため、避難所ごみの分別例及び留意点を参考に、被災状況、避難者数を考慮し、排出ルールを決定する。また、被災状況に応じて県に必要な支援を要請し、支援事項の調整を行う。

7. 仮置場

災害廃棄物の大量発生が予想される場合は、仮置場を設置する。仮置場は、災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所であり、被災した家財を含む災害廃棄物の速やかな撤去、処理・処分を行うために設置する。また、住民への周知については前述の広報手段を活用し、速やかに仮置場の場所や開催日時等情報を周知する。

8. 水害災害廃棄物の特徴

我が国は、険しい山や急な溪流が多く、台風や前線による大雨によって、川の氾濫や土石流、がけ崩れ、地すべりなどの自然災害が発生しやすい特徴がある。また、近年は短時間に狭い範囲で非常に激しく降る雨が頻発しており、それに伴う土砂災害や、洪水災害が発生している。具体的な処理手順の基本は、地震災害による災害廃棄物と同様であるが、水害災害廃棄物の特徴を表-6に示す

表-6 水害災害廃棄物の特徴

土砂混じりがれき	・洪水や土砂災害等の風水害が発生した場合、土砂や流木等を含む廃棄物が一度に大量に発生する。 ・土砂混じりがれきは、地震災害で発生する災害廃棄物と比較して、土砂や流木の混入率が高いことが特徴である。 ・土砂や流木そのものは廃棄物ではないため、災害復旧の対応にあたり、その処理は土木及び農林関係の部局の対応となるが、住宅等が被災し土砂・流木と廃棄物の分別が困難な場合等は、全体を災害廃棄物（土砂混じりがれき）として取り扱う場合がある。
片づけごみ	・風水害では、建物被害は全壊よりも床上・床下浸水家屋が多く、発災から比較的短い時間で自宅に帰還する住民が多くなると考えられ、発災数日後には、被災家屋から水や土砂を被った家具・家財等を含む片づけごみが一度に搬出される傾向にある。
し尿等	・くみ取り便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるため、水没したくみ取り便槽や浄化槽は速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒を行う必要がある。